

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和2年10月15日(2020.10.15)

【公表番号】特表2019-529537(P2019-529537A)

【公表日】令和1年10月17日(2019.10.17)

【年通号数】公開・登録公報2019-042

【出願番号】特願2019-533687(P2019-533687)

【国際特許分類】

A 6 1 K	8/362	(2006.01)
A 6 1 K	8/49	(2006.01)
A 6 1 K	8/02	(2006.01)
A 6 1 Q	19/00	(2006.01)
A 6 1 Q	13/00	(2006.01)
A 6 1 Q	19/10	(2006.01)
A 6 1 Q	5/02	(2006.01)
A 6 1 Q	5/12	(2006.01)
A 6 1 Q	11/00	(2006.01)
A 6 1 Q	15/00	(2006.01)
A 0 1 P	1/00	(2006.01)
A 0 1 P	3/00	(2006.01)
A 0 1 N	43/40	(2006.01)
A 0 1 N	33/08	(2006.01)
A 0 1 N	43/84	(2006.01)
A 0 1 N	43/50	(2006.01)
A 0 1 N	37/44	(2006.01)
A 0 1 N	61/00	(2006.01)
A 0 1 N	55/10	(2006.01)
A 0 1 N	33/12	(2006.01)
A 0 1 N	33/04	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	8/362	
A 6 1 K	8/49	
A 6 1 K	8/02	
A 6 1 Q	19/00	
A 6 1 Q	13/00	1 0 2
A 6 1 Q	19/10	
A 6 1 Q	5/02	
A 6 1 Q	5/12	
A 6 1 Q	11/00	
A 6 1 Q	15/00	
A 0 1 P	1/00	
A 0 1 P	3/00	
A 0 1 N	43/40	1 0 1 J
A 0 1 N	33/08	
A 0 1 N	43/84	1 0 1
A 0 1 N	43/50	Z
A 0 1 N	37/44	
A 0 1 N	61/00	D
A 0 1 N	55/10	1 0 0

A 0 1 N 33/12 1 0 1
A 0 1 N 33/04

【誤訳訂正書】

【提出日】令和2年9月7日(2020.9.7)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

i) パーソナルケアベース組成物又はホームケアベース組成物、および
ii) 2つ以上の酸性基を有する酸と有機塩基とを含みかつ多重ラメラ構造を含む自己組織化微粒子を含有する、粒子状成分、
を含むケア製品。

【請求項2】

パーソナルケアベース組成物が、スキンクリーム、化粧品、芳香剤、消臭剤、手または顔の拭取り用品、手洗い用品、ハンドスクラブ、シャンプー、コンディショナー、マウスウォッシュおよび練り歯磨きから選択される、請求項1に記載のケア製品。

【請求項3】

表面処理剤、表面スプレー、表面拭取り用品、洗剤組成物、布地柔軟剤、芳香剤、および食器洗い用組成物から選択されるホームケアベース組成物を含む、請求項1に記載のケア製品。

【請求項4】

微粒子が、 $0.5 \sim 10 \mu m$ の粒径を有する、請求項1から3のいずれか1項に記載のケア製品。

【請求項5】

酸および塩基中の酸性基対塩基性基のモル比が $0.6 \sim 1.4 : 1$ である、請求項1から4のいずれか1項に記載のケア製品。

【請求項6】

微粒子が、2つ以上の酸性基を有する酸と、有機塩基とを含み、親水性溶媒中で酸と有機塩基とを接触させることを含むプロセスによって得ることができる自己組織化微粒子を含み、酸は親水性溶媒に不溶または難溶であり、有機塩基は親水性溶媒に可溶である。請求項1から5のいずれか1項に記載のケア製品。

【請求項7】

溶媒が、水溶液と、水相内の油中水型エマルジョンとから選択される、請求項6に記載のパケア製品。

【請求項8】

微粒子がビス酸を含む、請求項1から7のいずれか1項に記載のケア製品。

【請求項9】

酸性基同士が、飽和もしくは不飽和脂肪族鎖または置換飽和もしくは置換不飽和脂肪族鎖によって隔てられている、請求項1から8のいずれか1項に記載のケア製品。

【請求項10】

酸が、一般式 $\text{HOOC} - (\text{CH}_2)_n - \text{COOH}$ の化合物を含み、nはビス酸が水に難溶または不溶となるのに十分なほど大きい、請求項9に記載のケア製品。

【請求項11】

微粒子がラシル酸、セバシン酸および/またはアゼライン酸を含む、請求項1から1のいずれか1項に記載のケア製品。

【請求項12】

塩基性を有する、脂肪族アミン、アルキル化アミン、アルキル化ポリアミン、及び／又は芳香族アミンを含む有機塩基または他の窒素含有塩基を含む、請求項1から11のいずれか1項に記載のケア製品。

【請求項13】

有機塩基が、N-メチルモルホリン、N,N-ジメチルアミノエタノール、4-ジメチルアミノピリジン、イミダゾール、1-メチルアミダゾール、ポリ(ジアリルジメチルアンモニウムクロリド)(P D A C)、ジデシルジメチルアンモニウムクロリド(D D A C)、ドデシルジプロピレントリアミン(D D P T)およびポリリシンのうちの1つまたは複数を含む、請求項12に記載のケア製品。

【請求項14】

微粒子がビス酸を含み、ビス酸が有機塩基と反応して架橋種を形成する、請求項1から13のいずれか1項に記載のケア製品。

【請求項15】

有機塩基を含み、塩基が別の反応性塩基と置き換えられ、別の反応性塩基が次に反応して架橋種を形成する、請求項1から14のいずれか1項に記載のケア製品。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0007

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0007】

第1の態様では、本発明は、パーソナルケアベース組成物、および自己組織化微粒子を含む粒子状成分を含むパーソナルケア製品を提供する。

パーソナルケアベース組成物は、スキンクリームおよび化粧品、芳香剤、消臭剤、拭取り用品、手洗い用品、ハンドスクラブ、シャンプー、コンディショナー、口腔用歯磨剤から好適に選択され、例えばマウスウォッシュ、練り歯磨き、チューインガム、ロゼンジ、生体接着パッチまたはストリップは、口腔表面のブラッシングおよび／またはすすぎなどに好適である。パーソナルケア製品は、局所または経口投与用の製品として好適に配合されており、局所または経口送達を助けるための公知の成分を含んでいてもよい。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0008

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0008】

第2の態様では、本発明は、ホームケアベース組成物、および自己組織化微粒子を含む粒子状成分を含むホームケア製品を提供する。

ホームケアベース組成物は、スプレーおよび拭取り用品などの表面処理剤、洗剤組成物、布地柔軟剤、芳香剤、および食器洗い用製品から好適に選択される。

「パーソナルケアベース組成物」および「ホームケアベース組成物」という用語は、本明細書に記載の生分解性微粒子またはその微粒子から形成されるマクロ孔質構造と組み合わせて、パーソナルケアでの使用またはホームケアでの使用に好適な製品を適宜提供する、特定用途に使用する従来の成分を含む組成物を意味する。

【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0009

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0009】

好ましくは、パーソナルケアベース組成物は、マイクロプラスチックまたは他の非生分

解性微粒子を実質的に含まない。好ましくは、ホームケアベース組成物は、マイクロプラスチックまたは他の非生分解性微粒子を実質的に含まない。

好適には、微粒子は、2つ以上の酸性基を有する酸と、親水性溶媒に可溶な有機塩基とを含む。好ましくは、酸はビス酸、好ましくはビス脂肪族酸を含み、好適には2つ以上のカルボン酸基を含むが、他の酸性基を使用してもよい。好適には、ビス酸は親水性溶媒に不溶または難溶である。好適には、酸、好ましくはビス脂肪族酸を親水性溶媒に可溶な有機塩基と接触させることによって、酸を可溶化してもよい。

溶媒は好適には親水性であり、好ましくは水溶液、例えば水相内、特に水内の油中水型エマルジョンである。

有利には、水性溶媒、好ましくは水により、微粒子を、環境的配慮が重要である用途に使用することが可能になる。

【誤訳訂正5】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0017

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0017】

さらなる態様によれば、本発明は、本明細書に記載のパーソナルケアベース組成物と、ビス酸および抗菌性塩基を含む自己組織化微粒子とを含む抗菌性パーソナルケア組成物を提供する。

別の態様によれば、本発明は、本明細書に記載のホームケアベース組成物と、ビス酸および抗菌塩基を含む自己組織化微粒子とを含む抗菌ホームケア組成物を提供する。

本発明はまた、ビス酸と、自己組織化微粒子の形態ではない場合の抗菌塩基よりも高いレベルの抗菌活性を有する抗菌塩基とを含む自己組織化微粒子の使用を提供する。

好適には、自己組織化微粒子中に抗菌塩基を提供することにより、抗菌活性が増大し、少なくとも210gの細菌量の減少、好ましくは少なくとも410gの細菌量の減少、および望ましくは少なくとも510gの細菌量の減少を提供する。

【誤訳訂正6】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0019

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0019】

好適には、酸および塩基中の酸性基対塩基性基の比は、0.6~1.4:1、好ましくは0.7~1.3:1、より好ましくは0.8~1.2:1、望ましくは0.9~1.1:1である。セバシン酸およびラシル酸が好ましい酸の例である。好適には、塩基と共にセバシン酸を含む微粒子は、0.85~1.15:1のセバシン酸対塩基の比を有する。好適には、塩基と共にラシル酸を含む微粒子は、0.8~1.2:1のラシル酸対塩基の比を有する。好ましい実施形態では、酸と塩基は、酸性基対塩基性基のモル比が1:1になるようなレベルで存在する。

別の態様では、本発明は、本明細書に記載のパーソナルケアベース組成物と、マクロ孔質材料を形成するような条件下で自己組織化微粒子を接触させることによって形成されたマクロ孔質材料とを含むパーソナルケア製品を提供する。

【誤訳訂正7】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0020

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0020】

別の態様によれば、本発明は、本明細書に記載のホームケアベース組成物と、マクロ孔

質材料を形成するような条件下で自己組織化微粒子を接触させることによって形成されたマクロ孔質材料とを含む抗菌ホームケア組成物を提供する。

マクロ孔質材料は、微粒子を架橋することによって好適に形成する。

有機塩基は、自己組織化微粒子を架橋してマクロ孔質材料を形成することが可能なよう に反応性であってもよい。有機塩基は反応性である必要はなく、この場合には、これは好適には別の反応性種によって置き換え (d i s p l a c e) て、その後に架橋しマクロ孔質材料を形成することを可能にしてもよい。溶媒可溶性の有機塩基は、有機成分を含むアミンを含むがこれに限定されない反応性種を加えることによって、置き換えることができる。アミンによって、好適にはアミド結合が形成されて微粒子の架橋が可能になる。好ましい実施形態では、有機成分を含むアミンは、ペプチド、タンパク質、ポリアリルアミン、ポリエチレンイミンおよび他のポリアミンを含むがこれらに限定されないポリマーアミンである。

【誤訳訂正 8】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0025

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0025】

好適には、支持体は、自己組織化微粒子および／またはマクロ孔質材料に結合した不活性の吸収性材料を含む。自己組織化微粒子および／またはマクロ孔質材料は、家庭でのこぼれたもの、例えば茶、コーヒーおよびワインを吸収するために使用し得る。吸収性支持体を使用してこぼれたものを吸収し、次いで物理的に除去するか、または水に少し油をこぼしてしまった場合は、収集して捨てるためにその油を効果的に捕らえ、保持された塊として油を保持することができる。

パーソナルケア製品は、ヒトまたは動物の身体のパーソナルケアにおける使用に適した任意の製品であり得る。パーソナルケアベース組成物は、好適には液体、ローション、クリーム、フォーム、スクラブ、ゲル、ソープバーもしくはトナーであるか、または用具を用いてもしくはフェイスマスク、パッドもしくはパッチを介して塗布される。

パーソナルケアベース組成物は、好ましくはスキンケア組成物、例えばスキンクリーム、化粧品、芳香剤、消臭剤、手または顔の拭取り用品、手洗い用品、ハンドスクラブ、美白組成物、シャンプー、コンディショナー、マウスウォッシュ、練り歯磨き、および歯のホワイトニング剤から選択される。

【誤訳訂正 9】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0026

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0026】

スキンケア製品として使用するためのパーソナルケアベース組成物は、化粧品として許容される担体を好適に含む。好適な担体の例としては、水、皮膚軟化剤、脂肪酸、脂肪アルコール、湿潤剤、増粘剤およびそれらの組合せが挙げられる。担体は水性、無水またはエマルジョンであり得る。好ましくは、組成物は水性、特にW/OまたはO/WまたはW/O/W型の水および油エマルジョンである。水は、存在する場合、約5～約95質量%、好ましくは約20～約70質量%、最適には約35～約60質量%の範囲の量であり得る。

皮膚軟化剤は、化粧品として許容される担体として機能し得る。好適な皮膚軟化剤の例としては、シリコーン油、合成エステルおよび炭化水素が挙げられる。好ましくは、皮膚軟化剤は組成物の約0.1～約95質量%、好ましくは約1～約50質量%のレベルで存在する。

【誤訳訂正 10】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0028

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0028】

好ましい実施形態では、パーソナルケアベース組成物はビタミン、特にビタミンB3を含む。ビタミンの例としては、ビタミンA(レチノール)、ビタミンB2、ビタミンB3(ナイアシンアミド)、ビタミンB6、ビタミンB12、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE、ビタミンKおよびビオチンが挙げられる。好適には、ビタミンは組成物の0.0001~10質量%、好ましくは0.01質量%~1質量%、最適には0.1~0.5質量%のレベルで存在する。

【誤訳訂正11】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0029

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0029】

パーソナルケアベース組成物が制汗剤または消臭剤である場合、ベース組成物は、好適にはサルフェート、クロリド、クロロヒドロキシド(chlorohydroxide)、テトラクロロハイドレックスグリシネート(tetrachlorohydroxydrex glycinate)、ミヨウバン、フォルメート、ラクテート、ベンジルスルホネート、サクシネート、フェノールスルホネートなどの、アルミニウム、亜鉛、ジルコニウムおよびジルコニウムアルミニウム混合物の金属塩、を含む。制汗剤/消臭剤の典型的なレベルは、組成物の約0質量%~約35質量%、好ましくは約0質量%~約25質量%である。

消臭剤または制汗剤組成物は、化粧品として許容される担体として従来の消臭剤ベースを好適に含み、親水性および/または疎水性成分を含んでもよい。好適な疎水性液体担体としては、25以下の融点および少なくとも100の沸点を有するシロキサン、炭化水素、分岐脂肪族アルコール、エステルおよびエーテルが挙げられる。好適な親水性担体液体としては、水および/または一価もしくは多価アルコールまたは水混和性同族体が挙げられる。

【誤訳訂正12】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0030

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0030】

硬い消臭剤については、ベース組成物は、ワックス様の感触を有し、30~40で水不溶性の固体である天然起源の材料を含み、典型的には50~95の間の幾分高い温度で溶融する、蜜蠍、キャンデリラまたはカルナバワックスなどのワックスを含み得る。他の好適なワックスとしては、炭化水素ワックス、例えばパラフィンワックス、ミネラルワックス、およびマイクロクリスタリンワックス、2000~10000ダルトンのポリエチレンなどの合成ワックス、ワックス誘導体、または天然ワックスのワックス成分が挙げられる。

制汗剤または消臭剤ベース組成物は、エアロゾル組成物の形態であってもよく、消臭剤/制汗剤ベース組成物に加えて噴射剤を含む。

パーソナルケア製品が歯磨剤、例えば練り歯磨きのマウスウォッシュまたは歯のホワイトニング剤である場合。歯磨剤は、意図的には飲み込まれないが口腔に塗布し、口腔を治療するために使用し、次いで吐き出される口腔用組成物である。好適には、歯磨剤は固体、半固体または液体、例えばペーストもしくはゲルである。

【誤訳訂正13】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0031

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0031】

歯磨剤ベース組成物は、好適には水性連続相を含み、好適には通常の量の水と多価アルコールとの混合物を含む。歯磨剤組成物に使用するための典型的な多価アルコールとしては、グリセロール、ソルビトール、ポリエチレングリコール、ポリプロピレングリコール、プロピレングリコール、キシリトール（および他の食用多価アルコール）、水素化部分加水分解多糖およびそれらの混合物などの湿潤剤が挙げられる。歯磨剤は、研磨材料、例えば、粒子状カルシウムカーボネート研磨剤、研磨剤シリカ、他の、メタリン酸のカルシウムナトリウムおよびカリウム塩、ピロリン酸ナトリウムおよびピロリン酸カリウム、トリメタリン酸ナトリウム、ヘキサメタリン酸ナトリウム、粒子状ヒドロキシアパタイト、ならびにそれらの混合物を含み得る。歯磨剤は、結合剤または増粘剤を含有し得る。歯磨剤は、好適には歯磨剤の総質量に基づいて0.2～5質量%の量の界面活性剤を含み得る。

【誤訳訂正14】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0032

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0032】

歯磨剤は、口腔の表面をすぐために使用される液体配合物であるマウスウォッシュであり得る。好ましいマウスウォッシュベース組成物は、当技術分野で公知の種々の相対量の水と多価アルコールとの混合物を含む。

本明細書のスキンケア組成物に有用なさらなる成分は、ありとあらゆるもの、すなわち、スキンコンディショニング剤、皮膚感触緩和剤、懸濁剤、補助増粘剤、粘度制御剤、分散剤、可溶化剤／清澄剤、安定剤、乳白剤／真珠光沢剤、キレート剤／金属イオン封鎖剤、ヒドロトロープ剤、殺菌剤／殺真菌剤、酸化防止剤、pH制御剤、緩衝剤、着色剤および香料／芳香剤、水、他の任意成分（補助剤）などから選択し得る。

本発明の組成物はまた、処理された拭取り用品の形態などの、皮膚への塗布用に水不溶性基材に組み込んでもよい。

パーソナルケア製品がパーソナルクリーニングに好適である場合、パーソナルケアベース組成物は、好ましくは本明細書に記載の1～80質量%の1つまたは複数の界面活性剤および担体を含む。

【誤訳訂正15】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0033

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0033】

任意の種類の界面活性剤、すなわち、アニオン性、カチオン性、非イオン性、双性イオン性または両性の界面活性剤を使用することができる。好ましくは、1つまたは複数の界面活性剤は、アニオン性、非イオン性であるか、またはアニオン性および非イオン性界面活性剤の組合せである。より好ましくは、1つまたは複数の界面活性剤は、アニオン性である。石鹼は、特に好ましい界面活性剤である。石鹼は、本発明の抗菌組成物のパーソナル洗浄用途に特に好適な界面活性剤である。石鹼は、好ましくはC8-C24石鹼である。石鹼のカチオンは、ナトリウム、カリウムまたはアンモニウムから好適に選択される。

パーソナルケア製品が口腔ケア、例えば歯磨剤／練り歯磨きまたは口腔リンス製品に使用するためのものである場合、パーソナルケアベース組成物は好ましくは1つまたは複数

のアニオン性、非イオン性または両性界面活性剤を含む。好適なアニオン性界面活性剤としては、アルカリ金属アルキルサルフェート、より好ましくはラウリル硫酸ナトリウム（SLS）が挙げられる。好適な両性界面活性剤としては、ベタイン、より好ましくはアルキルアミドプロピルベタイン、特にココアミドプロピルベタイン（CAB）が挙げられる。口腔ケア用途における好適な界面活性剤濃度は、一般に、全組成物の約2質量%～約15質量%、好ましくは約2.2質量%～約10質量%、より好ましくは約2.5質量%～約5質量%である。

【誤訳訂正16】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0034

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0034】

パーソナルケアベース組成物は、好適には、界面活性剤としての石鹼、アルキルサルフェートまたは直鎖アルキルベンゼンスルホネート、および担体、好ましくは水を含む。

ホームケアベース組成物は、好適には、界面活性剤および担体を含む。好ましくは、界面活性剤は1つまたは複数のアニオン性、非イオン性または両性界面活性剤を含む。好ましくは、ホームケアベース組成物は、界面活性剤としての石鹼、アルキルサルフェートまたは直鎖アルキルベンゼンスルホネート、および担体、好ましくは水を含む。

ホームケアベース組成物は洗剤組成物であり得る。好ましくは、洗剤組成物は、上記の界面活性剤とビルダーとを含み、1つまたは複数の漂白剤と酵素とを含んでもよい。

ホームケアベース組成物が布地調整剤である場合、それは好適には、布地柔軟化化合物、例えば四級アンモニウム塩を含む。

【誤訳訂正17】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0055

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0055】

混合接種材料1

図9に示すように、対照被覆材（A）で処理した後、細菌回収率は、PBSのみの処理対照と同様であった。カチオン性被覆材（B）で処理した試験片からは、生存生命体は回収されなかった。これは、PBS処理対照と比較して、510gを超える減少を示している。処理後に生存している生命体は、主として緑膿菌であった（図10）。

混合接種材料2

対照被覆材（A）による処理によって、PBS処理対照と比較して、回収された生存細菌数において1.2710gの減少が生じた。カチオン性被覆材（B）で処理した試験片からは、生存生命体は回収されなかった。これは、PBS処理対照と比較して、710gを超える減少を示している（図11）。生存している生命体は、混合種であった（図12）。

本発明のまた別の態様は、以下のとおりであってもよい。

〔1〕パーソナルケアベース組成物、および自己組織化微粒子を含む粒子状成分を含むパーソナルケア製品。

〔2〕パーソナルケアベース組成物が、スキンクリーム、化粧品、芳香剤、消臭剤、手または顔の拭取り用品、手洗い用品、ハンドスクラブ、シャンプー、コンディショナー、マウスウォッシュおよび練り歯磨きから選択される、前記〔1〕に記載のパーソナルケア製品。

〔3〕ホームケアベース組成物、および自己組織化微粒子を含む粒子状成分を含むホームケア製品。

〔4〕表面処理剤、表面スプレー、表面拭取り用品、洗剤組成物、布地柔軟剤、芳香剤、

および食器洗い用組成物から選択されるホームケアベース組成物を含む、前記〔3〕に記載のホームケア製品。

〔5〕自己組織化微粒子が、2つ以上の酸性基を有する酸と有機塩基とを含む、前記〔1〕から〔4〕のいずれか1項に記載のパーソナルケア製品またはホームケア製品。

〔6〕微粒子が、0.5～10μm、好ましくは1～5μmの粒径を有する、前記〔1〕から〔5〕のいずれか1項に記載のパーソナルケア製品またはホームケア製品。

〔7〕酸および塩基中の酸性基対塩基性基のモル比が0.6～1.4：1である、前記〔1〕から〔6〕のいずれか1項に記載のパーソナルケア製品またはホームケア製品。

〔8〕微粒子が、モル比が0.7～1.3：1の酸性基および塩基性基を含む、前記〔1〕から〔7〕のいずれか1項に記載のパーソナルケア製品またはホームケア製品。

〔9〕微粒子が、2つ以上の酸性基を有する酸と、有機塩基とを含み、親水性溶媒中で酸と有機塩基とを接触させることを含むプロセスによって得ることができる自己組織化微粒子を含み、酸は親水性溶媒に不溶または難溶であり、有機塩基は親水性溶媒に可溶である。前記〔1〕から〔8〕のいずれか1項に記載のパーソナルケア製品またはホームケア製品。

〔10〕溶媒が水溶液を含む、前記〔9〕に記載のパーソナルケア製品またはホームケア製品。

〔11〕溶媒が、水相内に油中水型エマルジョンを含む、前記〔9〕に記載のパーソナルケア製品またはホームケア製品。

〔12〕微粒子がビス酸を含む、前記〔1〕から〔11〕のいずれか1項に記載のパーソナルケア製品またはホームケア製品。

〔13〕酸がビス脂肪族酸を含む、前記〔12〕に記載のパーソナルケア製品またはホームケア製品。

〔14〕酸が、末端カルボン酸が疎水性である領域によって連結しているビスカルボン酸脂肪酸を含む、前記〔12〕または〔13〕に記載のパーソナルケア製品またはホームケア製品。

〔15〕微粒子が、酸性基同士が飽和もしくは不飽和脂肪族鎖または置換飽和もしくは置換不飽和脂肪族鎖によって隔てられている酸を含む、前記〔1〕から〔14〕のいずれか1項に記載のパーソナルケア製品またはホームケア製品。

〔16〕酸が、一般式HOOC-(CH₂)_n-COOHの化合物を含み、nはビス酸が水に難溶または不溶となるのに十分なほど大きい、前記〔15〕に記載のパーソナルケア製品またはホームケア製品。

〔17〕nが、少なくとも5であり、40以下である、前記〔16〕に記載のパーソナルケア製品またはホームケア製品。

〔18〕微粒子がブラシル酸、セバシン酸および/またはアゼライン酸を含む、前記〔1〕から〔17〕のいずれか1項に記載のパーソナルケア製品またはホームケア製品。

〔19〕塩基性を有する脂肪族アミンもしくは芳香族アミンを含む有機塩基または他の窒素含有塩基を含む、前記〔1〕から〔18〕のいずれか1項に記載のパーソナルケア製品またはホームケア製品。

〔20〕有機塩基が、アルキル化アミンおよびアルキル化ポリアミンのうちの1つまたは複数を含む、前記〔19〕に記載のパーソナルケア製品またはホームケア製品。

〔21〕有機塩基が、N-メチルモルホリン、N,N-ジメチルアミノエタノール、4-ジメチルアミノピリジン、イミダゾール、1-メチルアミダゾール、ポリ(ジアリルジメチルアンモニウムクロリド)(PDAC)、ジデシルジメチルアンモニウムクロリド(DDAC)、ドデシルジプロピレントリアミン(DDPT)およびポリリシンのうちの1つまたは複数を含む、前記〔20〕に記載のパーソナルケア製品またはホームケア製品。

〔22〕微粒子が多重ラメラ構造を含む、前記〔1〕から〔21〕のいずれか1項に記載のパーソナルケア製品またはホームケア製品。

〔23〕微粒子がビス酸を含み、ビス酸が有機塩基と反応して架橋種を形成する、前記〔1〕から〔22〕のいずれか1項に記載のパーソナルケア製品またはホームケア製品。

[24] 有機塩基を含み、塩基が別の反応性塩基と置き換えられ、別の反応性塩基が次に反応して架橋種を形成する、前記〔1〕から〔23〕のいずれか1項に記載のパーソナルケア製品またはホームケア製品。

[25] i) パーソナルケアベース組成物またはホームケアベース組成物、およびii) 架橋自己組織化微孔質粒子を含むマクロ孔質材料を含むパーソナルケア製品またはホームケア製品。

[26] パーソナルケアベース組成物またはホームケアベース組成物の1つまたは複数の成分のための担体としての自己組織化架橋微粒子の使用。

[27] 自己組織化微粒子が抗菌特性を有する、前記〔1〕から〔25〕のいずれか1項に記載の抗菌パーソナルケア製品または抗菌ホームケア製品。